

## II. 各論

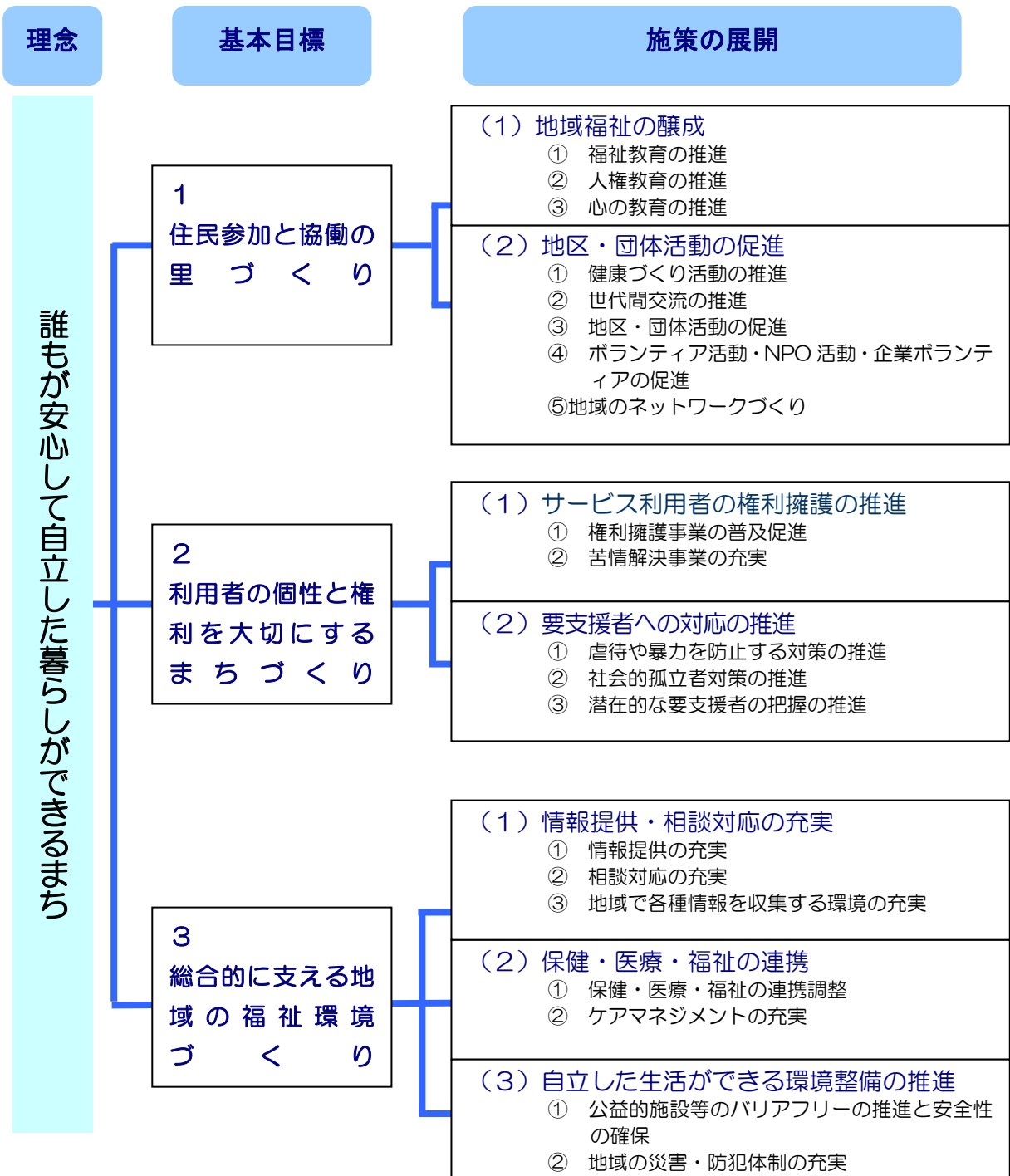
---



# 1 地域福祉計画

|  |
|--|
|  |
|--|

<施策の体系>



## 1-1 住民参加と協働の里づくり

### (1) 地域福祉の醸成

#### ◆現状と課題◆

- 地域で安心して充実した生活を送るには、住民一人ひとりが福祉や健康づくりに関心を持ち、住民参加による福祉の町づくりをすることが重要です。
- 認知症や障がいについて偏見や差別、年齢や性別などによる人権の侵害や学校でのいじめは、差別やいじめを受ける当事者の権利である社会参加や地域生活を制限するだけでなく、差別・いじめをする側の生き方を問われることでもあることから、地域課題として捉え、早急に解決していく環境づくりが求められています。
- 本町は「福祉のまち」をとなえています。行政においては、福祉・人権教育等を複数の課で行い縦割りになっているため、各関係機関の連携が必要であるということが指摘されています。
- 一人ひとりが大切にされ地域において安心して生活を送ることができる地域づくりには、各関係機関、地域の組織や団体との連携や協力が必要となっています。
- 福祉や保健、教育に関心を持ち、人を尊ぶ心をはぐくみ、お互いに支え合う心を養う人材の育成や活動しやすい環境づくりをめざして、地域・学校・家庭・職場など、それぞれが面をつながる地域づくりが求められています。

#### ◆今後の方向◆

##### ①福祉教育の推進

| 項目            | 内容   |
|---------------|--|
| 地域福祉推進期間の設定   | ・ 町民が地域の実情を知り、福祉ニーズを解決するため、地域福祉の推進に積極的に参加をする機会を確保するため、地域福祉の推進期間の設定について推進します。 |
| 各福祉週間の充実      | ・ 町民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者週間、老人週間などの福祉週間中に、関係機関や地域、団体等で理解を深める活動を進めます。            |
| 連携のとれた福祉教育の推進 | ・ 社会福祉協議会で福祉教育連絡協議会を定期的を開催し、各関係機関で連携のとれた福祉教育の推進を支援します。<br>※1（イメージ図参照）        |

| 項目                      | 内容  |
|-------------------------|---|
| 社会福祉協議会が行う福祉教育の支援       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学童・生徒を対象にしたサマーボランティアスクールや福祉講座（手話・点字・疑似体験）を支援します。</li> <li>・福祉文集「ふれあい」の発行を通して福祉教育を進めることを支援します。</li> <li>・高齢者・障がい者ボランティア養成講座の開催を支援します。</li> </ul>         |
| 保育所、学校等が行う福祉教育の支援       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人施設や養護学校との交流を通して高齢者や障がい者の理解の促進を図れるよう支援します。</li> <li>・地域の高齢者との交流を通して文化の伝承や地域の理解の促進を支援します。</li> <li>・福祉体験教室（疑似体験、手話等）を支援します。</li> </ul>                  |
| 生涯学習課・公民館が行う福祉教育の支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者教室や、世代間交流の学習を通して、高齢者の知恵や技の伝承の場づくりを支援します。</li> <li>・健康増進事業の推進（スポーツ大会、スポーツ講習会）の開催により健康増進の普及を協働して実施します。</li> <li>・邑南町食育推進計画の策定により食育の推進を図ります。</li> </ul> |
| 自治会、地区社協などの地域が行う福祉教育の支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会や地区社協等が福祉活動・教育を推進できるよう支援します。</li> <li>・地域で介護予防が推進できる環境づくりを推進します。</li> </ul>  |

## ②人権教育の推進

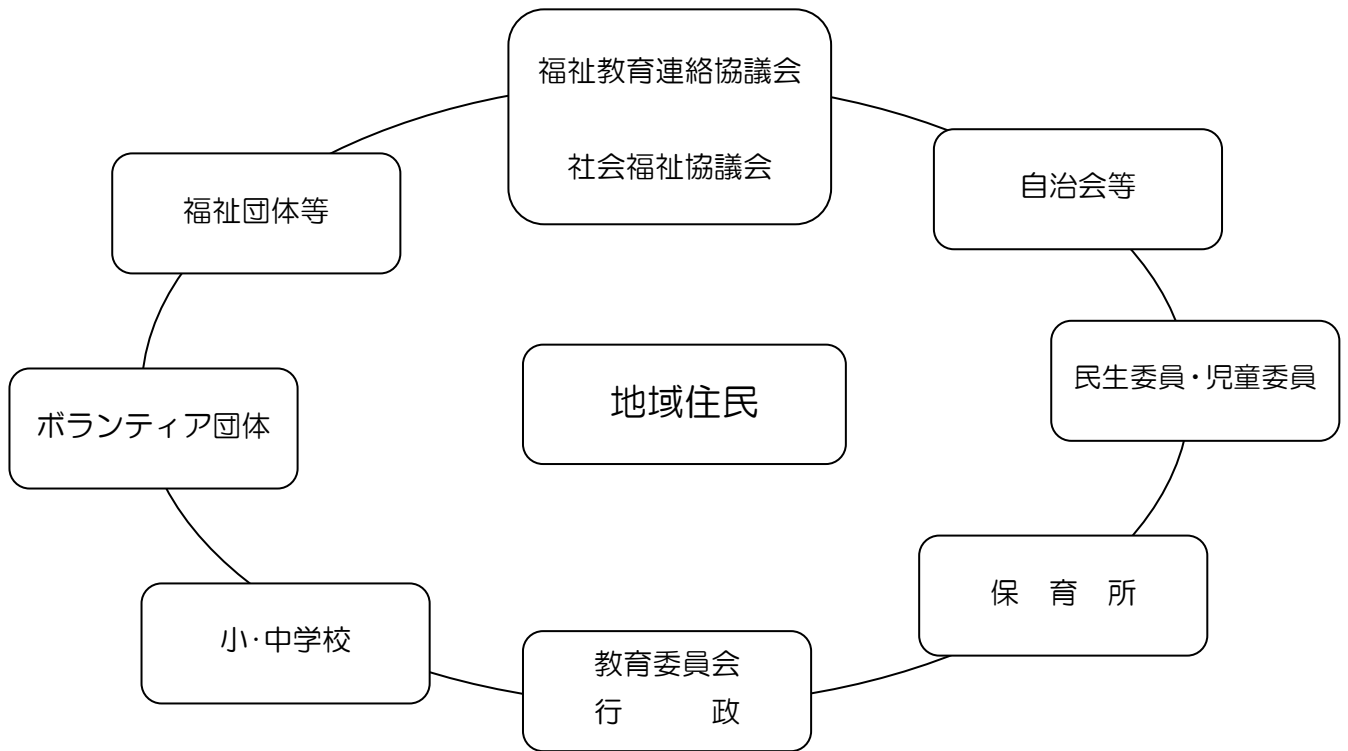
| 項目            | 内容  |
|---------------|---|
| 連携のとれた人権教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとを尊重する心を育むために、各関係機関が連携のとれた人権教育が推進できるよう努めます。</li> <li>・各学校でふるさと教育、ボランティア学習を通して心の育成と一人ひとりを大切にした学習活動の実践を推進します。</li> <li>・人権、同和問題に対する理解を深める学習の推進、人権週間・旬間における人権意識の高揚を学校・家庭・地域・職域等と連携して推進します。</li> </ul> |

## ③心の教育の推進

| 項目           | 内容  |
|--------------|---|
| 地域が行う心の教育の支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等で、子どもたちや高齢者などの世代間交流を通し心の育成を図れるよう支援します。</li> </ul> |

※1

### 福祉教育連絡協議会イメージ図



## (2) 地区・団体活動の促進

### ◆現状と課題◆

- 本町は高齢者のみの世帯が増加しているとともに、共働き世帯、ひとり親世帯の増加及び核家族化により、家庭における介護力や育児力が低下する傾向にあります。
- 地域での生活には、高齢者の見守りや地域の子育て支援といった相互扶助の機能が必要ですが、※1 限界的集落は 34 集落に及んでおり、※2 危機的集落も 7 集落を数えることから、自治会や地区社協の編成などにより地域の支え合い機能を強化する体制の整備を推進しているところです。
- 平均寿命が伸び、介護を必要としない「健康寿命」を延伸するための自助努力も求められており、個人と地域でできる健康づくりや支え合いの推進を図ることが重要です。
- 地域福祉の推進や健康づくりを町民一人ひとりが自らの課題と捉え、積極的な関わりを持つとともに、自治会・地区社協等の地域組織やボランティア、※3 NPO 法人による住民参加の活動を推進するために、社会福祉協議会等の関係機関との連携が必要です。

※1 限界的集落 高齢化率が 50%以上で冠婚葬祭等の社会的共同生活が困難になった集落。

※2 危機的集落 高齢化率が 70%以上で 9 世帯以下の集落。

※3 NPO 特定非営利活動法人。県知事が認可する社会的な公益活動を行う非営利組織。

### ◆今後の方向◆

#### ①健康づくり活動への促進

| 項目                | 内容   |
|-------------------|--|
| 基本的な生活習慣の推進       | ・生活習慣の基本は家庭にあるため、まずは家庭で取り組むことができるようなテーマを決め、関係各課・公民館・社会福祉協議会等が連携して生活習慣の推進を図ります。 |
| 住民が主体の健康づくりの推進    | ・自治会等で地域の住民が主体となって「いきいきサロン」など小地域の活動の開催を支援し、介護予防の推進を図ります。                       |
| 公民館単位での健康づくり活動の推進 | ・公民館を拠点とし身近な場所で健康づくり活動を推進します。<br>・体制の充実として送迎など交通手段の確保に努め、定期的に事業評価や内容の見直しを行います。 |



## ②世代間交流の推進

| 項目         | 内容   |
|------------|--|
| ふれあいサロンの推進 | ・社会福祉協議会及び地区社協が中心となり小地域での世代間交流が促進できるよう支援します。 |

## ③地区・団体活動の促進

| 項目                | 内容   |
|-------------------|--|
| 集落(班)・自治会の地区活動の促進 | ・各自治会で「夢づくりプラン」の策定に取り組み、住民自らが地域の課題を発見し、解決できる地域づくりを推進します。 |
| 各団体の活動支援          | ・老人クラブ、障がい者団体や母子会等の各種団体の自主的な活動が継続できるよう支援に努めます。           |

## ④ボランティア活動・NPO活動、企業ボランティアの促進

| 項目                | 内容   |
|-------------------|--|
| ボランティア活動への参加の促進   | ・ボランティアへの参加が少ない青・壮年層を中心にボランティア活動についての情報を提供し、参加する機会を提供します。  |
| 一般企業等のボランティア活動の促進 | ・地域の見守りや高齢者・障がい者の生活を支えるため、郵便局や農協、商店で行われている見守りや声かけの継続とともに、新たに一般企業で取り組みができるよう啓発を進めます。                      |
| ボランティア団体の横の連携     | ・社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談、総合調整・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。<br>・既存のボランティアグループの活動が活性化できるよう支援に努めます。 |
| NPO法人の育成支援        | ・NPO法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。  |

## ⑤地域のネットワークづくり

| 項目           | 内容  |
|--------------|---|
| 公民館の活用       | ・各地域の公民館が中心となり地域のネットワークづくりを進めます。  |
| 地域リーダーの育成の推進 | ・各機関・団体・組織（自治会・地区社協・公民館等）等が中心となり地域福祉・地域づくり活動を推進する地域リーダー（ファシリテーター）の育成が図れるよう努めます。 |

## 1-2 利用者の個性と権利を大切にすまちづくり

### (1) サービス利用者の権利擁護の推進

#### ◆現状と課題◆

- 平成 12 年4月に介護保険制度が始まり、契約に基づく介護サービスの利用という仕組みになりました。また、平成 18 年4月からは虚弱高齢者が要介護状態にならないために、積極的な介護予防を推進することとなり、そのための情報の提供と介護予防に対する意識の啓発が求められています。
- さらに、平成 18 年4月に障害者自立支援法が施行され、障がい者の福祉サービスの利用についても利用者が自らの判断に基づき、適切なサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を取り交わして利用する形態に変わりました。
- しかし、高齢化の進行により認知症の高齢者が増加しつつあり、必要な介護サービスの選択や利用契約に支障が生じたり、知的障がい等により必要なサービスを選択するための情報を得ること等が難しいという状況がみられます。
- 利用者とサービス提供事業者の対等な関係を確保するための仕組みづくりと、問題が発生したときの解決や改善を迅速に対応できる体制の整備が求められています。

#### ◆今後の方向◆

##### ①権利擁護事業の普及促進

| 項目                  | 内容   |
|---------------------|--|
| ※1 地域福祉権利擁護事業の普及・促進 | ・判断能力が不十分となった人に対して、社会福祉協議会が配置する生活支援員が意思表示の援助や代弁、日常的な金銭管理等の援助を行うとともに情報提供に努め利用の促進を図ります。                      |
| ※2 成年後見制度の普及・促進     | ・判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、代理権を与えられた成年後見人等が本人を保護する成年後見制度の広報及び普及、利用の促進を図ります。<br>・社会福祉協議会が法人後見人となり、後見受任します。 |
| 民生委員・児童委員による情報提供    | ・民生委員が地域住民の生活実態を把握し要援護者の自立と支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努めます。  |

## ②苦情解決事業の充実

| 項目             | 内容   |
|----------------|--|
| サービス事業者が行う苦情解決 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護・福祉サービス提供事業者が、利用者等の苦情に対して相談窓口を設置し、苦情や不満の解決を図るよう支援します。</li> <li>・第三者評価による情報の公開を進めます。</li> </ul> |
| 介護相談員派遣事業の実施   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービスの利用者とその家族に対して、サービスを利用する上で生じた疑問や不満などの苦情に至るまでの相談に応じ、サービス提供事業者との間に入り解決にあたります。</li> </ul>    |

※1 地域福祉権利擁護事業 認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う制度です。

援助内容として以下のものがあります。

- ①福祉サービスの利用援助
- ②苦情解決制度の利用援助
- ③福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④日常的金銭管理

※2 成年後見制度 成年後見制度とは認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でない人を保護するための制度です。

成年後見制度には次のようなタイプがあります。

| 区分   | 本人の判断能力   | 援助者   |                  |
|------|---|-------|------------------|
| 後見   | 全くない  | 成年後見人 | 監督人を選任することがあります。 |
| 保佐   | 特に不十分   | 保佐人   |                  |
| 補助   | 不十分   | 補助人   |                  |
| 任意後見 | 本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。 |       |                  |

申立ては、原則として、本人が住んでいるところの家庭裁判所に行います。申立てができるのは、本人、本人の家族などです。

## (2) 要支援者への対応の推進

### ◆現状と課題◆

- 少子高齢化、核家族化、生活スタイルの変化による価値観が多様化する中で、すべての町民がその人らしい生活を送る権利が保障され、必要な援助を受けることができる環境を充実させることは地域福祉を考える上で重要なことです。
- 近年、本町においても認知症高齢者に対する虐待や児童虐待などが発見され、ひきこもりなど必要なサービスに結びつきにくい事例がみられます。
- このような処遇困難といわれる事例については、それぞれの家庭において家族関係、失業や経済的な問題、介護負担が要因となる重層的な問題を抱えていることが多く、児童や高齢者、障がい者の権利擁護と自立支援の観点からも、相談や発見を早期に行い問題の解決を図るための体制の整備、家族に対する支援の充実が求められています。
- 高齢者、児童及び女性に対する暴力・虐待については、それぞれ※1・2虐待防止法や※3DV防止法が施行され、また、障がい者についても虐待防止法の制定が検討されているところであり、町にもそれぞれに対応するマニュアルの作成が求められています。
- 地域の潜在的な暴力や虐待の発見には、民生委員の役割が重要であり、民生委員を中心にした地域のネットワークの構築が必要です。

※1 高齢者虐待防止法 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

※2 児童虐待防止法 「児童虐待の防止等に関する法律」

※3 DV防止法 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

### ◆今後の方向◆

#### ①虐待や暴力を防止する対策の推進

| 項目                            | 内容   |
|-------------------------------|--|
| 高齢者、障がい者<br>児童、女性に対する虐待・暴力の防止 | <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者虐待の対応には、介護者・家族の支援も必要であるため、「邑南町高齢者虐待対応マニュアル」により、高齢者虐待対応ネットワーク会議で解決方策を検討し対応にあたります。</li><li>・児童虐待を発見し、早期解決を図るため、発見や通報には「児童家庭相談援助指針」に基づき「邑南町要保護児童地域対策協議会」と連携して迅速に対応します。</li><li>・DV防止法の理解を促進するために意識啓発・広報を行います。</li><li>・女性相談センターと連携し相談体制の整備に努めます。</li><li>・必要に応じて警察の立入調査の援助を要請します。</li></ul> |

## ②社会的孤立者対策の推進

| 項目                     | 内容  |
|------------------------|---|
| 経済的自立のための支援策の推進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産・能力のある人については、その資産の活用と自立した生活を営むための就労に向けた支援を行います。</li> <li>・経済的支援を必要とする人には、自立した生活の維持ができるよう※「生活福祉資金」の活用を紹介します。</li> <li>・低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯については、制度上で可能な減免措置を講じ必要なサービスの利用を促進します。</li> </ul> |
| 高齢者の閉じこもりやひきこもり等の対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の閉じこもり・うつ傾向によるひきこもりには、地域における見守りネットワークを構築し、本人や家族を支援します。</li> <li>・民生委員や保健師による定期的な訪問を実施し、適切な情報の把握と必要なサービスの提供に努めます。</li> <li>・医療等が必要な場合には、保健師により受診勧奨をすることにより状態の改善を勧めます。</li> </ul>                |

※ 生活福祉資金 低所得者、障がい者または高齢者に対し経済的自立を図り、安定した生活を確保するため、更正・福祉・住宅・就学等の資金の貸し付けと、民生委員による必要な援助を行います。貸し付けの申込みは町社会福祉協議会です。その他、母子・寡婦福祉資金があり手続きは福祉事務所が行います。

## ③潜在的な要支援者の把握の推進

| 項目                      | 内容  |
|-------------------------|---|
| 各種機関・人的ネットワークによる要支援者の把握 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにくい事例等には、関係機関、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し情報とニーズの把握に努めます。</li> </ul> |

## 1-3 総合的に支える地域の福祉環境づくり

### (1) 情報提供・相談対応の充実

#### ◆現状と課題◆

- 高齢者の退院時の在宅療養や介護サービスへの移行時の相談、消費者問題では、どこに相談すればいいのかわからず、不安が増長し解決に時間がかかるという声があるため公的な相談窓口をわかりやすくすることが求められています。
- 地域においても町民自らが、自治会や地区社協等の地域組織、ボランティア団体等で自主的に医療・介護や福祉等についての学習を進めることにより理解を深めることが必要です。
- 相談内容によっては、地域の相談窓口では対応できないこともあり、緊急時の対応、医療、介護、保健・福祉等の各種のサービスを利用するために専門的な相談窓口をわかりやすくすることが必要です。

#### ◆今後の方向◆

##### ①情報提供の充実

| 項目                  | 内容  |
|---------------------|---|
| 地域の民生委員・児童委員による情報提供 | <ul style="list-style-type: none"><li>・民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、相談に応じて必要なサービスに関する情報提供や専門機関の紹介をします。</li><li>・世帯票の作成を行い、各種サービスの情報を必要とする人に対して適切な相談にあたります。</li></ul>  |
| 子育て等に関する情報提供        | <ul style="list-style-type: none"><li>・児童問題に関する情報提供は、関係各課、教育委員会及び学校・保育所で行います。</li><li>・育児についての相談は、地域子育て支援センターが行っており、子育てサロンなどを通して情報提供をします。</li></ul>           |
| ボランティアに関する情報提供      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティア活動を推進するため、社会福祉協議会のボランティアセンターが各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と町民の参加を促進できるよう支援します。</li></ul>                              |
| 職業や技能を活用するための情報提供   | <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者が有する知恵や技術を地域において役立てるための情報をシルバー人材センターが提供し、参加を促進します。</li><li>・障がい者の社会復帰を促進するため、公共職業安定所と連携して、職業に関する情報を紹介します。</li></ul> |



## ②相談対応の充実

| 項目                 | 内容  |
|--------------------|---|
| 在宅療養・介護を支える相談窓口の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅療養や介護を支えるために医療機関において、医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充実に努めます。</li> <li>・福祉課、保健課、社会福祉協議会のネットワーク化を充実し迅速な相談対応を図ります。</li> </ul>  |
| 日常生活を支える相談体制       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での相談に民生委員・児童委員が対応します。</li> <li>・社会福祉協議会に総合相談センターを設置し、一般相談、出張相談、心配ごと相談、行政相談、教育相談、女性相談、法律相談等を行います。</li> <li>・町民課では、人権擁護委員による人権相談日を設けるほか、消費者問題についての相談にあたります。</li> </ul>                            |
| 高齢者に関する相談体制        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に関する相談には、相談内容によって素早く問題の解決ができるよう地域包括支援センターにより各種専門機関のネットワーク化に努めます。</li> </ul>  |
| 障がいのある人の相談対応       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者相談員及び知的障害者相談員が本人や家族の相談に応じます。</li> <li>・障がい者の地域生活を支えるため、相談支援事業者が関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談に応じます。</li> <li>・障がい者福祉施策は複雑であるため、それぞれの福祉ニーズに対応するため、関係各課で連携して相談にあたります。</li> </ul>                         |
| 児童に関する相談対応         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における児童の問題等の相談には、児童委員と主任児童委員が対応します。</li> <li>・学校においてはスクールカウンセラーを配置し、養護教員、担任等が相談に対応していますが、関係機関との連携が図れるよう支援します。</li> <li>・通級指導教室において発達障がい等の相談に応じます。</li> <li>・社会福祉協議会では、教育相談を定期的で開催します。</li> </ul> |
| 母子家庭等に関する相談対応      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所に配置されている母子自立相談員が母子家庭等の生活一般の相談、就業に関する相談にあたります。</li> </ul>   |

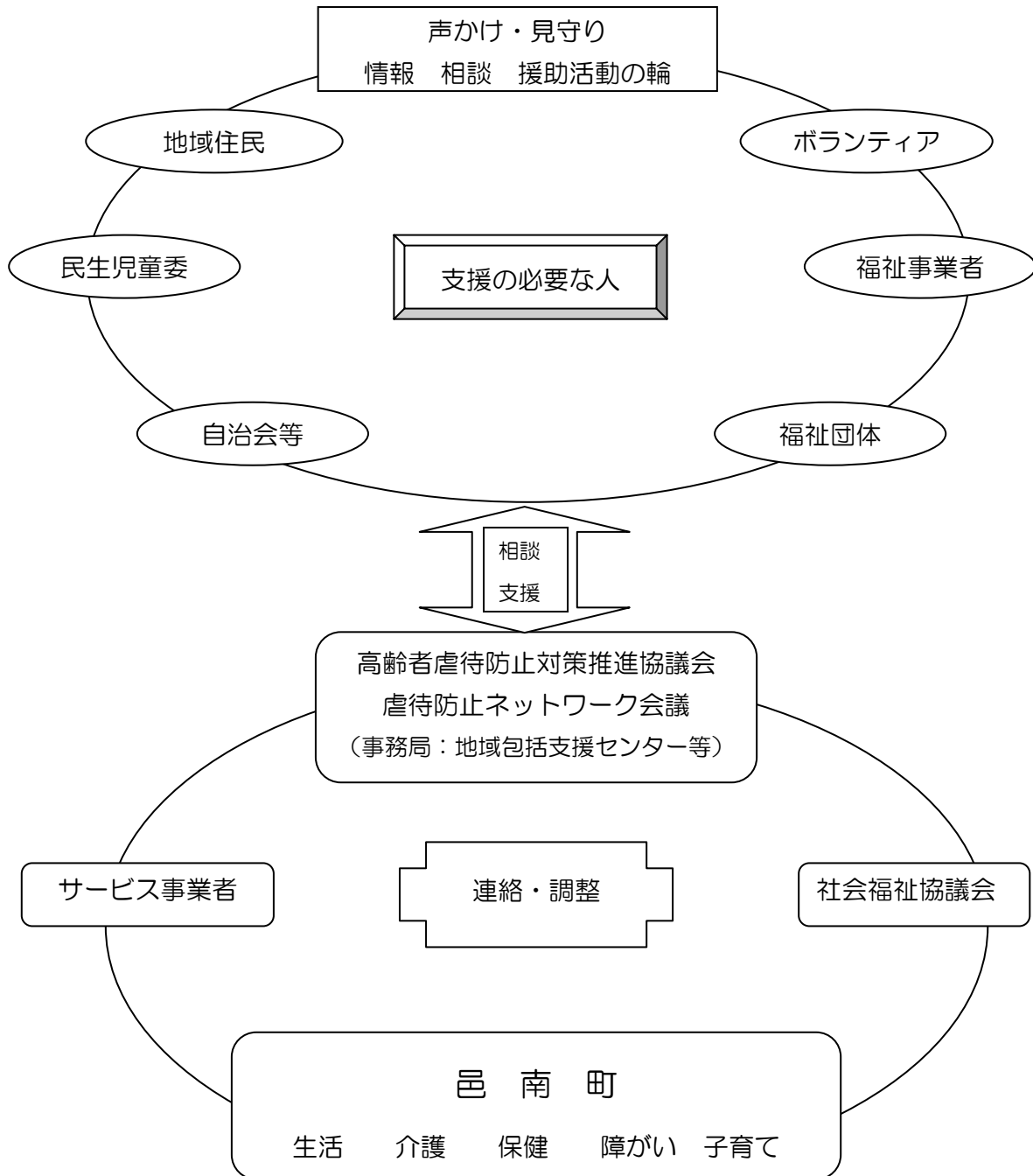
## ③地域で各種情報を収集する環境の充実

| 項目                            | 内容  |
|-------------------------------|---|
| 地域における多面的（制度横断的）な情報収集のための学習活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護・福祉・保健サービス、育児、虐待防止、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度、消費者問題など、町民に身近で多面的・横断的な学習を公民館で実施します。</li> <li>・集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出前講座等を活用して支援します。</li> </ul> |

| 項目                   | 内容   |
|----------------------|--|
| ※F T T Hを活用した情報環境の充実 | ・F T T Hの整備が計画されていることから、その機能を活用して医療・福祉・介護等の生活情報の充実を図ります。 |

※F T T H 光ファイバーを家庭に引いて、各種情報を提供するシステム。

### 情報提供・相談体制のイメージ





## (2) 保健・医療・福祉の連携

### ◆現状と課題◆

- 人口はすでに減少期に入り、高齢者世帯が増加していることから社会的な支援を要する人が増加しています。
- このような状況の中で、援助を必要とする人の支援には、すぐれた専門性や質の高いサービスが要求されるようになっていきます。
- また、社会の成熟化に伴って、生活様式、家族構成、生活ニーズなどが多様化しており、これらに対応し「利用者本位のサービス」を効果的・効率的に提供するためには、それぞれの生活課題を総合的、継続的に把握していく必要があります。
- 保健・医療・福祉の3分野が相互に密接な関係を形成し、ネットワーク化を図ることにより、利用者に効果的・効率的なサービスを提供できる環境の整備が必要です。

### ◆今後の方向◆

#### ①保健・医療・福祉の連携調整

| 項目        | 内容  |
|-----------|---|
| 福祉調整会議の充実 | ・福祉施設等の運営機関で地域福祉等、町の福祉施策の共有と意見交換を行うため、福祉調整室が調整会議を開催します。 |

#### ②ケアマネジメントの充実

| 項目                | 内容  |
|-------------------|---|
| ※ケアマネジメント研修会の開催   | ・ケアマネジメントに関わる専門職の面接技術の向上、ケアマネジメント技法の向上を図るため、ケアマネジメント研修会を開催します。                                    |
| 事業者連絡会・地域ケア会議等の開催 | ・地域包括支援センターは事業者連絡会や地域ケア会議において、町の施策の情報提供、地域ニーズの把握を通して必要なサービスの開発・研究を行います。<br>・保健・医療・福祉・介護・の連携を深めます。 |
| ケアマネジメントの充実       | ・高齢者、障がい者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携を図ります。<br>・ケアマネジメントに関係する専門職の育成と人材の確保を図ります。                        |

※ ケアマネジメント 福祉や医療などのサービスとそれを必要とする人のニーズをつなぐ仕事

### (3) 自立した生活ができる環境整備の推進

#### ◆現状と課題◆

○多数の人が、円滑に利用できる公共施設の建築を目的とした※1「ハートビル法」や公共交通機関を利用した移動の安全性・利便性をはかることを目的とした※2「交通バリアフリー法」が制定され、県においては「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」が制定されて社会参加の促進が図られる環境が整いつつありますが、既存の施設には利用するのに不便なものもあります。

○特に、高齢者が多く、障害者施設等の多い本町では、※3ユニバーサルデザインに配慮し、社会参加を促進することが重要です。誰もが活動的にできるよう公共施設や移動経路のバリアフリー化はもとより自宅のバリアフリーも推進していくことが必要です。

○また、災害時には高齢者・障がい者、子どもたちのような社会的弱者が被害を受けやすいことが考えられるため、自治会等の地域組織での災害対応やボランティア団体等との調整や連携を図るため「邑南町地域防災計画」に基づき、身近な地域での救援・支援の対応が求められています。

※1 ハートビル法 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」

※2 交通バリアフリー法 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

※3 ユニバーサルデザイン 年齢、性別、身体的能力などの違いに関わらず、すべての人にできるかぎり利用可能な製品や建物、空間をデザインするという考え方。

## ◆今後の方向◆

### ①公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保

| 項目               | 内容  |
|------------------|---|
| バリアフリーのまちづくり     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインに配慮し、公共の建物の新築・改築をバリアフリー化に努めます。</li> <li>・民間の建物のバリアフリー化に対応するために、建築士等と協力して相談窓口の設置を検討します。</li> <li>・住まいづくりアドバイザーの周知・活用を図ります。</li> <li>・高齢者・障がい者に配慮した公営住宅を充実します。</li> </ul> |
| バリアフリーの意識啓発と相談対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の「バリアフリー条例」の制定を検討します。</li> <li>・介護支援専門員や建築業者を対象としたバリアフリーに関する研修会の開催を図ります。</li> <li>・介護や住宅に関する専門職のネットワーク化を図り「住まいづくり研究会」の設立を検討します。</li> </ul>                                       |

### ②地域の災害・防犯体制の充実

| 項目                       | 内容   |
|--------------------------|--|
| 自治会等の地域組織での災害・防犯対策の推進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・※ハザードマップを作成し、地域で高齢者・障がい者を災害から守るための対応を推進します。</li> <li>・防火教室、救急救命講習会の開催を推進します。</li> <li>・消費者教育、防犯活動を推進します。</li> <li>・子どもを守る地域活動を子供安全センターと連携して推進します。</li> </ul> |
| 町地域防災計画に基づいた福祉関係機関の連携・対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。</li> </ul>   |
| 福祉施設等の災害対応の充実            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的実施されるように徹底を図ります。</li> </ul>  |
| 災害ボランティアの養成              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他地域の災害に対して救援活動を実施できるよう、社会福祉協議会において災害ボランティアの養成を図ります。</li> </ul>   |

※ ハザードマップ 災害で被害を受けやすい箇所や住宅の予測図